

子ども・子育て支援新制度の実施にあたり
北九州市が条例で定める各基準案について意見を募集します

【意見募集の背景】

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートする予定です。

これに伴い、次に掲げる施設や事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準をもとに、自治体ごとに条例で定めることとなりました。

(条例で定める基準)

- ◎ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- ◎ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- ◎ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- ◎ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

これらの基準案について、市民の皆様の意見を募集します。

※いただいたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

【意見募集要領】**1 意見募集期間**

平成26年6月20日(金)から平成26年7月15日(火)まで

2 資料の配布・閲覧場所

- ・子ども家庭局子ども家庭政策課(市役所11階)
- ・市民文化スポーツ局広聴課(市役所1階)
- ・各区役所総務企画課・出張所、各市民センター
- ・北九州市ホームページ(www.city.kitakyushu.lg.jp)

3 意見の提出方法

住所、氏名を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール

電子メールアドレス(kod-katei@city.kitakyushu.lg.jp)

(2) 郵送

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市子ども家庭局子ども家庭政策課 宛

(3) ファクシミリ

FAX 093-582-0070

(4) 指定場所への持込

子ども家庭局子ども家庭政策課(市役所11階)

市民文化スポーツ局広聴課(市役所1階)

各区役所総務企画課

4 意見提出書様式

任意様式

5 問い合わせ先

基準案	所管課	電話番号
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	子ども家庭政策課	582-2550
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	保育課	582-2412
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準		
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	子育て支援課	582-2410

資料目次

1 子ども・子育て支援新制度について 1

2 条例で定める基準とは 1

3 北九州市が定める基準 2

 (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準案 2

 (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案 5

 (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案 9

 (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案 10

4 参考資料等

 (1) 子ども・子育て支援新制度の概要 11(別添資料1)

 (2) 子ども・子育て支援新制度に関する府省令 11(別添資料2)

 (3) 内閣府ホームページ 11

1. 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づく制度のことをいいます。

これは、市町村を実施主体として、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、量の拡充や質の向上を図るものです。

詳細については、別添資料1「子ども・子育て支援新制度の概要」及び内閣府のホームページ（<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>）を参照してください。

2. 条例で定める基準とは

設備や運営の基準とは、例えば、施設に配置する職員の基準、子ども1人当たりの保育室の床面積や園庭の面積、給食設備などといった設備に関するものや、1学級の編制人数や職員の資格要件、保護者の手続きや契約といった運営に関するものなどです。

基準の策定に当たっては、国が示す基準を基本としていますが、現在、本市が独自に国より高い基準で実施している場合などについて、一部、国を上回る基準としています。

※国の定める基準については、別添資料2「子ども・子育て支援新制度に関する府省令」を参照して下さい。

3. 北九州市が定める基準

本市では、平成26年4月30日に内閣府などが公布した子ども・子育て関連3法に係る府省令に基づき、次の(1)から(4)までの基準を定めます。

【(1)～(4)に共通する独自基準案について】

本市では、市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、暴力団排除について、取り組んできました。今回定める(1)～(4)の各基準についても、本市独自の基準として、暴力団排除の規定を設けます。

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準案

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類があります。

このうち、今回新たに基準を定める幼保連携型認定こども園は、幼稚園(学校)と保育所(児童福祉施設)の機能や特長をあわせ持つ単一の施設として位置づけられ、それぞれの基準について、高い水準を引き継ぐこととされました。

今回の条例は、幼保連携型認定こども園を本市が認可する上で必要な設備や運営等の基準を定めるものです。

【主な基準案】

項目		国基準	北九州市基準案
学級の編制	学級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上は学級を編制 ・ 1学級の園児数は、原則、35人以下 ・ 学級は、原則、同じ学齢の園児で編制 	国基準どおり
	教諭	各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上配置（特別な事情があるときを除く）	国基準どおり
職員	配置	教育・保育従事者数（下記基準以上） 【0歳児】3:1 【1～2歳児】6:1 【3歳児】20:1 【4歳児以上】30:1 ※常時2人以上配置	国基準どおり ただし、【1歳児】5:1
	調理員	原則として調理員を配置 (調理業務を委託する場合は配置しなくても可)	国基準どおり

設備	園舎及び園庭	<ul style="list-style-type: none"> 園舎は原則、2階建以下 (特別な事情がある場合は、3階建以上も可) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は1階に設置(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす場合は、2階以上に設置も可) 園舎及び園庭は、原則として同一の敷地内又は隣接する位置に設置 園舎は、(1)と(2)を合算した面積以上 <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)</p> <p>①～③の面積を合算した面積(0～2歳未満)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①乳児室</td> <td>$1.65 \times \text{ほふくしない} 0 \sim 1 \text{歳の園児数}$</td> </tr> <tr> <td>②ほふく室</td> <td>$3.3 \times \text{ほふくする} 0 \sim 1 \text{歳の園児数}$</td> </tr> <tr> <td>③保育室又は遊戯室</td> <td>$1.98 \times \text{園児数}$</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 園庭は、(3)と(4)を合算した面積以上 <p>(3) ④と⑤のいずれか大きい面積</p> <p>④</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ $3.3 \text{㎡} \times 3 \text{歳児以上の園児数}$</p> <p>(4) $3.3 \text{㎡} \times 2 \text{歳児の園児数}$</p>	学級数	面積 (㎡)	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	設備	面積 (㎡)	①乳児室	$1.65 \times \text{ほふくしない} 0 \sim 1 \text{歳の園児数}$	②ほふく室	$3.3 \times \text{ほふくする} 0 \sim 1 \text{歳の園児数}$	③保育室又は遊戯室	$1.98 \times \text{園児数}$	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	国基準どおり ただし、園舎面積基準(2)①乳児室の面積1人 3.3㎡
	学級数	面積 (㎡)																					
	1学級	180																					
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$																						
設備	面積 (㎡)																						
①乳児室	$1.65 \times \text{ほふくしない} 0 \sim 1 \text{歳の園児数}$																						
②ほふく室	$3.3 \times \text{ほふくする} 0 \sim 1 \text{歳の園児数}$																						
③保育室又は遊戯室	$1.98 \times \text{園児数}$																						
学級数	面積 (㎡)																						
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$																						
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$																						
職員室等	<ul style="list-style-type: none"> 職員室、乳児室又はほふく室(0～1歳児)、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を設置 保育室(3歳児以上)の数は学級数以上 	国基準どおり																					
調理室等	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児以上の園児への食事提供を外部搬入とする場で加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるときは、調理室を備えなくても可 自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合に必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えなくても可 飲料水用設備は手洗用と足洗用とを区別 	国基準どおり																					

面積	面積は下記基準以上		国基準どおり ただし、乳児室の面積1人3.3㎡
	設備	面積 (㎡)	
	乳児室	1.65×ほふくしない0～1歳の園児数	
	ほふく室	3.3×ほふくする0～1歳の園児数	
保育室又は遊戯室	1.98×2歳以上の園児数		
運営	時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育週数は39週以上 ・教育標準時間は、1日4時間 ・保育を必要とする園児に対する教育及び保育時間は、原則として1日8時間 	国基準どおり
	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、地域での実施が必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行う ・地域の人材や社会資源の活用を図るよう努める 	国基準どおり
	準用	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（秘密保持等、虐待等の禁止、苦情への対応、待避上必要な設備など）を準用 ・幼稚園設置基準で定める一般的基準を準用 	国基準どおり
附則	経過措置	<p>(1) 現に幼保連携型認定こども園の認定を受けている施設に対して、施行日から5年間、職員配置等の基準について経過措置を設ける</p> <p>(2) (1)の施設に対して、当分の間、園舎・園庭等の設備基準について経過措置を設ける</p>	国基準どおり
	特例	<p>(1) 副園長又は教頭は、施行日から5年間、幼稚園教諭免許又は保育士資格を有していれば可</p> <p>(2) 幼稚園設置者が幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、当分の間、園舎及び園庭等の基準について幼稚園基準等を満たせば可</p> <p>(3) 保育所設置者が保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する等の場合は、当分の間、園舎及び園庭等の基準について保育所基準等を満たせば可</p>	国基準どおり
	特例	<p>(4) 幼稚園又は保育所設置者がそれぞれの設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、当分の間、園舎と園庭が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①園児が安全に移動できる場所 ②園児が安全に利用できる場所 ③園児が日常的に利用できる場所 ④教育及び保育の適切な提供が可能な場所 <p>であることを満たしていれば可</p>	国基準どおり

【北九州市の独自基準】

本市の保育所は、保育の質の向上を図るため、1歳児について、5人に1人の保育士配置とされていることから、その基準に合わせ、国基準を上回る基準を設けることとします。

また、0～1歳児の乳児室及びほふく室の面積については、1人あたり3.3㎡以上としていることから、同様の基準とします。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業は、新たに市町村による認可事業として児童福祉法に位置付けられることとなりました。これに伴い、設備及び運営に関する基準を本市が定めることとなります。

家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

【主な基準案】

項目		国基準	北九州市基準案
保育従事者	資格	市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	国基準どおり
	配置	【0～2歳児】3:1 ※家庭的保育補助者を置く場合、5:2	国基準どおり
保育室等	設備	専用の部屋	国基準どおり
	面積	【0～2歳児】1人3.3㎡ 部屋自体は、9.9㎡が必要	
屋外遊戯場	設備	同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 ※付近の代替地可	国基準どおり
	面積	【2歳児】1人3.3㎡	
給食	給食	自園調理（連携施設等からの搬入可）	国基準どおり
	設備	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	
連携施設		保育所、幼稚園又は認定こども園	国基準どおり ただし、経過措置は設けない。

小規模保育事業

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。

【主な基準案】

項目		国基準			北九州市基準案
類型		A型	B型	C型	
保育従事者	資格	保育士 ※保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士1/2以上 保育士以外は市長が行う研修を修了した者 ※保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	国基準どおり ただし、B型については、保育士3/4以上
	配置	【0歳児】3:1 【1～2歳児】6:1 ※上記に1人追加配置	【0歳児】3:1 【1～2歳児】6:1 ※上記に1人追加配置	3:1 ※家庭的保育補助者を置く場合、5:2	国基準どおり ただし、A型及びB型については、【1歳児】5:1
保育室等	設備	【0～1歳児】乳児室又はほふく室 【2歳児】保育室又は遊戯室			国基準どおり
	面積	【0～1歳児】 1人3.3㎡ 【2歳児】 1人1.98㎡	【0～1歳児】 1人3.3㎡ 【2歳児】 1人1.98㎡	1人3.3㎡	
屋外遊戯場	設備	【2歳児】屋外遊戯場 ※付近の代替地可			国基準どおり
	面積	【2歳児】1人3.3㎡			
給食	給食	自園調理（連携施設等からの搬入可）			国基準どおり
	設備	調理設備			
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。			
連携施設		保育所、幼稚園又は認定こども園			国基準どおり ただし、経過措置は設けない。

【北九州市の独自基準】

本市の保育所は、保育の質の向上を図るため、1歳児について、5人に1人の保育士配置としていることから、その基準にあわせ、国基準を上回る基準を設けることとします。

また、保育従事者についても、B型は、保育士3/4以上とします。

居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

【主な基準案】

項目		国基準	北九州市基準案
保育従事者	資格	市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	国基準どおり
	配置	【0～2歳児】1:1	国基準どおり
連携施設		保育を行う乳幼児の障害、疾患などで個別のケアが必要な場合、適切な専門的な支援等を受けられるよう、あらかじめ連携する施設を確保しなければならない。	国基準どおり

事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う事業です。

【主な基準案】

項目		国基準		北九州市基準案
類型		《定員 20 人以上》	《定員 19 人以下》	
保育従事者	資格	保育士 ※保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる	保育士 1/2 以上 保育士以外は市長が行う研修を修了した者 ※保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	《定員 20 人以上》 国基準どおり 《定員 19 人以下》 国基準どおり ただし、保育士 3/4 以上
	配置	【0 歳児】 3 : 1 【1~2 歳児】 6 : 1 ※ただし、保育士数は 2 人を下回ることはいできない。	【0 歳児】 3 : 1 【1~2 歳児】 6 : 1 ※上記に 1 人追加配置	《定員 20 人以上》 国基準どおり ただし、【1 歳児】 5 : 1 《定員 19 人以下》 国基準どおり ただし、【1 歳児】 5 : 1
保育室等	設備	【0~1 歳児】 乳児室又はほふく室 【2 歳児】 保育室又は遊戯室		国基準どおり
	面積	【0~1 歳児】 乳児室 1 人 1.65 m ² ほふく室 1 人 3.3 m ² 【2 歳児】 1 人 1.98 m ²	【0~1 歳児】 1 人 3.3 m ² 【2 歳児】 1 人 1.98 m ²	《定員 20 人以上》 国基準どおり ただし、【0~1 歳児】 乳児室及びほふく室 1 人 3.3 m ² 《定員 19 人以下》 国基準どおり
屋外遊戯場	設備	屋外遊戯場 ※付近の代替地可		国基準どおり
	面積	【2 歳児】 1 人 3.3 m ²		
給食	給食	自園調理（連携施設等からの搬入可）	自園調理（連携施設等からの搬入可）	国基準どおり
	設備	調理室	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。		

【北九州市の独自基準】

本市の保育所は、保育の質の向上を図るため、1歳児について、5人に1人の保育士配置としていることから、その基準にあわせ、国基準を上回る基準を設けることとします。0～1歳児の乳児室及びほふく室の面積については、1人あたり3.3㎡以上としており、同様の基準とします。

また、保育従事者についても、定員19人以下の場合、保育士3/4以上とし、国基準を上回る基準を設けます。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設や事業者からの申請に基づき、新制度における給付の対象となることを本市が確認します。この確認を受ける教育・保育施設の設置者や地域型保育事業者が遵守しなければならない運営に関する基準を定めます。

【主な項目】

(1) 利用開始に伴う基準

内容及び手続の説明及び同意	国基準どおり
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	
受給資格等の確認、支給認定の申請に係る援助	

(2) 教育・保育の提供に伴う基準

特定教育・保育及び特定地域型保育の取扱い方針	国基準どおり
心身の状況等の把握	
支給認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止	
特定教育・保育施設等との連携(特定地域型保育事業のみ)	
利用者負担額等の受領	
支給認定保護者に関する市町村への通知	

(3) 管理・運営等に関する基準

運営規程、掲示	国基準どおり
秘密保持等	
事故発生の防止及び発生時の対応	
特定教育・保育及び特定地域型保育に関する評価等	
苦情解決	
会計の区分	
教育・保育の提供の記録、記録の整備	

(4)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

放課後児童健全育成事業は、小学生でその保護者が労働等により昼間家庭にいないもの（留守家庭の児童）に対し、授業終了後の放課後に、適切な遊びや生活の場を与え、その健やかな育成を図る事業です。

新制度では、放課後児童健全育成事業を行う者（事業者）は、市町村に届出を行ってから事業を実施することになるので、従事する職員の資格やその人数、設備、開設日数・時間などの基準を本市が定めることとなります。

なお、本市の放課後児童クラブでは、この放課後児童健全育成事業の対象者である留守家庭の児童に加え、希望する全ての児童を受け入れています。

【主な基準案】

項目		国の基準	北九州市基準案
設備関係	設備	<ul style="list-style-type: none"> 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）、支援の提供に必要な設備及び備品等を設置する。 専用区画等は、開所時間帯を通じて専ら当該事業の用に供するものとする（児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。）。 	国基準どおり
	面積	<ul style="list-style-type: none"> 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上とする。 	
職員関係	資格	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものとする。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 保育士、社会福祉士、教員免許を有する者、高等学校を卒業した者等でありかつ 2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって市長が適当と認められたものなど。 </div>	国基準どおり
	配置等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事業を行う場所ごとに放課後児童支援員（有資格者）を設置する。 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とし、うち 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について同支援員を補助する者をいう。）に代えることができる。 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者とする（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。）。 支援の単位は、同時に一又は複数の利用者に対して一体的に支援の提供が行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は、おおむね 40 人以下とする。 	

開所日時関係	開所時間	・ 小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則とする。	国基準どおり
	開所日数	・ 1年につき250日以上を原則とする。	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の一般原則等 ・ 職員の一般的要件等 ・ 利用者の差別的取扱いの禁止 ・ 利用者に対する虐待等の禁止 ・ 設備の衛生管理等 ・ 運営に関する重要事項の規程を定めること ・ 運営に関する帳簿の整備 ・ 職員の秘密の漏洩の禁止等 ・ 利用者等からの苦情への対応等 ・ 保護者との連絡 ・ 小学校等関係機関との連携 ・ 事故発生時の対応 	国基準どおり
附則	経過措置	・ 平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める。	国基準どおり

4. 参考資料等

【子ども・子育て支援新制度の概要】 別添資料1

【子ども・子育て支援新制度に関する府省令】 別添資料2

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)

【内閣府ホームページ】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>